

診断名/年月		平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	4	3	3	1	4	2	1	3	2	4	6	8
	治療日数	28	16	11	7	19	6	7	15	26	15	30	32
尿路感染	人数	5	1	2	1	3	2	3	2	2	2	1	1
	治療日数	35	7	14	7	13	14	21	13	12	10	7	6
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0

算定条件

1. 肺炎等により治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬・検査・注射処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回算定する。
2. 緊急時施設療養費は同時に算定することが出来ない。
3. 対象となる入所者の状態は次の通りである。
4. 算定する場合にあっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記録しておく事。
5. 請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、前年度の前年度の当該加算の算定状況の報告となります。